



新婚世帯家賃助成金を支給します

定住人口の増加を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯の方に、新婚世帯家賃助成金を支給します。

支給対象者

- ・市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約(平成25年4月1日～平成28年3月31日までの間に契約をしたものに限る)を締結し、居住している新婚夫婦(助成金の申請日において、婚姻の届出をしてから3年以内の夫婦)の世帯で、次の全てに該当する世帯
- ・新婚夫婦の一方の年齢が40歳未満
- ・世帯員の全てが本市の住民基本台帳に記録され、かつ生活の本拠が本市にある
- ・世帯員が生活保護または入居に関わる公的給付を受けていない
- ・同一世帯に市税を滞納している者がいない

助成金の額

月額1万円を最長で36ヶ月支給します。(家賃の額が1万円に満たない場合の助成金額は、家賃の額を上限とする。)

申請手続きに必要なもの

- ・助成金の支給を受けようとする方は、次の書類を添えて申請してください。
- ・支給申請書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・戸籍謄本
- ・納税証明書(同居世帯のうち納税義務のある方全員)
- ・住宅賃貸借契約書の写し
- ・家賃内訳証明書(契約書で家賃の内訳が不明確な場合)

申請受付期間

平成28年3月31日まで

定住促進奨励金を支給します

若者の住宅取得を奨励し、定住の促進等を図るため、市内に新築住宅を取得した方に定住促進奨励金を支給します。

支給対象者

- ・市内に定住する意思をもち、新築住宅(平成25年4月1日

以後に請負(売買)契約を締結し、平成25年4月1日～平成28年3月31日までの間に新築したものに限る)を取得した方で、次の全てに該当する方

- ・年齢が40歳未満
- ・配偶者または年齢が18歳未満の子を有している
- ・同一世帯に市税を滞納している者がいない
- ・同一世帯にこの事業による奨励金を支給されたことがある者がいない

奨励金の額

月額1万円を最長で36ヶ月支給します。

申請手続きに必要なもの

- ・奨励金の支給を受けようとする方は、次の書類を添えて申請してください。
- ・支給申請書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・納税証明書(同居世帯のうち納税義務のある方全員)
- ・建物(取得住宅)の登記事項証明書
- ・請負(売買)契約書の写し

申請受付期間

平成28年3月31日まで

お問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係
 (55)5090

工業統計調査が実施されます

工業統計調査が12月31日現在で実施されます。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的とした調査です。調査をお願いする製造事業

所には、12月上旬から、県知事から任命された統計調査員がお伺いしますので調査にご協力ください。

ご提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。

お問い合わせ：
 企画財政課企画調整係
 (55)5090

栄えある叙勲・褒章受章おめでとうございます

秋の叙勲・褒章および危険業務従事者叙勲の受章者が発表され、各分野で活躍・貢献された方々が受章されました。受章された皆さまをご紹介します。



瑞宝双光章
 今福 正さん(65)
 (元安達地方広域行政組合
 消防司令長
 (高越松ヶ作))



瑞宝単光章
 菅野 幸造さん(66)
 (元二本松市消防団団長
 (針道))



黄綬褒章
 國岡 英司さん(76)
 (有)若松屋書店社長
 (根崎))



瑞宝単光章
 菅野 幸造さん(66)
 (元二本松市消防団団長
 (針道))

埼玉県富士見市と災害時の支援協定を締結



10月23日、埼玉県富士見市と震災後初となる「災害時の相互支援に関する協定」を締結しました。

富士見市と二本松市は、二本松市に避難した浪江町民を支援するため、市を通じて自転車200台を提供していただいたことが縁となり交流を続けてきました。今後は、協定に基づき、互いに大規模災害が発生した場合には、被災地域の応急対策を迅速に行っていき

支援協定の内容

- ・食糧、飲料水の供給
- ・応急物資（生活必需品等）の供給
- ・応急対策等に要する職員の派遣、資機材の提供
- ・被災者の一時受け入れ

被害が広範囲に及ぶことが予想される大規模災害に備え、二本松市では遠隔地との支援協定を締結しています。

支援協定締結市

- ・東京都葛飾区(平成8年)
- ・埼玉県越谷市(平成8年)
- ・福島・宮城・山形広域圏(平成9年)
- ・長野県駒ヶ根市(平成17年)
- ・埼玉県富士見市(平成25年)

「農業委員会委員選挙人名簿」登録申請を受付

受付期間

平成26年1月6日(月) ~ 10日(金)

基準日 毎年1月1日

有効期限 1年

資格要件

- ① 二本松市民
- ② 年齢が20歳以上(平成6年4月1日以前に生まれた方)
- ③ 次のいずれかに該当する方
 - ・10アール以上の耕作を営む方。ただし、同居の親族およびその配偶者は年間おおよそ60日以上耕作していること。
 - ・10アール以上の耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおよそ60日以上耕作に従事する方。

申請方法

各地区の農事組合長から配付される申請書に記入のうえ、提出してください。(農事組合等に加入されていない方は、個々に郵送します。)

本申請を行わない方は選挙権・被選挙権(一部例外を除く)を有することになります。

ん。

※資格要件を満たす方で、申請書が届かない方は、左記までご連絡ください。

◎問い合わせ:

農業委員会事務局

☎(55)5148

木造住宅耐震診断希望者募集中

市内の住宅所有者が、耐震診断を希望する場合に、耐震診断者を派遣します。

募集戸数 13戸(先着順)

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

個人負担

住宅の規模により、6~9千円の自己負担あり。

※通常調査には、約15万円の費用がかかりますが、そのほとんどを、国県市が負担します。

成果品

耐震診断結果、補強計画および住宅平面図
 ※結果によっては、耐震改修補助金制度を利用することができます。

◎問い合わせ・申し込み:
 建築住宅課住宅係

☎(55)5133

**特設人権相談所を開設
 ~12月4日から10日は「第65回人権週間」です~**

法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月10日の「人権デー」までの一週間を人権週間と定め、各地で人権尊重思想の普及高揚のため啓発活動を行います。

市では、無料人権相談を実施しますので、お気軽にご相談ください。

人権相談所開設日時・会場

- 二本松地域 12月5日(木) 午前10時~午後3時 二本松福祉センター
- 安達地域 12月4日(水) 午前10時~午後3時 安達公民館
- 岩代地域 12月5日(木) 午前10時~正午 岩代支所
- 岩代支所
- 東和地域 12月4日(水) 午前9時~正午 東和支所
- ◎問い合わせ:
 生活環境課市民生活係
- ☎(55)5102
- または各支所地域振興課